

ILO シンポジウム：人身売買の廃止のために
欧州の経験から学ぶ -
東京、2003年9月23日

林陽子先生 コメント

コンラッド博士の、ヨーロッパの具体的なお話に大変刺激を受けました。

休憩中、日本の NGO の方々と、ヨーロッパと日本の話の比較を試みましたが違いが大きすぎて比較は難しく感じました。

コンラッド博士の配布資料の中に “ National Plan for Action Guidelines ” というものがあり、これは安定協定タスクフォースが政府、NGO、労働組合に対し、どのような行動が期待されているかという提案をまとめたものです。日本ではまだこういう形で誰が何をすべきかというようなことや、どこに問題があるかということまでは議論が進んでいないように思います。

今後の議論につなげるために、簡単に日本の現状について話をします。

日本は、国連が 1949 年に採択した「人身売買及び他人の売春の搾取に関する条約」を批准し、1956 年に、国内で売春防止法を制定しました。しかし売春防止法には、人身売買の問題を法律上、直接取り締まる条文は今のところなく、間接的に売春への場所提供、管理売春等の搾取行為を禁止する条文があるのみです。トラフィッキングを直接罰する法律を、日本は持っていません。1980 年代から、近隣アジア諸国から当時、繁栄を謳歌した日本を目指し多くの外国人労働者が入国するようになりました。とりわけアジアからの女性労働者は「興行」ビザと呼ばれるエンターテイナーとしてのビザで入国しそのまま滞在する、或いは最初から観光ビザで入国し、資格外労働をするという形で多くの女性達が来るようになりました。日本側は、こういう女性たちの搾取があまりひどいので 1986 年に最初の民間シェルターである「HELP」が日本キリスト教婦人矯風会の人々によって開設されました。今日、「HELP」のディレクターの大津さん、松田さんも会場に来て下さっています。私は 1986 年に「HELP」がオープンした時から 10 年くらい、顧問弁護士としてここに来る女性たちの救援活動に携わった経験があります。

当初、私たちが例えば売春防止法違反、労働基準法上の未払い賃金等で検察庁に告訴状を持って行ったりしたことが新聞に報道されたために、一度法務省の人が HELP のスタッフと弁護士の話を聞きたいと言って法務省に呼んで下さったことがあります。多分 87 年か 88 年頃のことだったと思いますが、その時の自己紹介で私たちが、「私たちは正規の在留資格がないために、日本に来て搾取されている女性たちの救援活動をしています」と名乗りましたら、法務省の人から「日本にはそういう人たちはいないことになっています」と言われました。私たちは、いないことになっている、いわば幽霊のような透明人間を相手に救援活動をしているのかなと思いましたが、実際、その人たちは偽造パスポートで来たり、そもそも入国する資格がなく滞在しているわけだから、何人がどこで、どういう仕事をしているかという公的な統計は、今でも非常に取るのが難しいわけです。

1980年代の後半から「下館事件」、「茂原事件」といった、タイ女性が刑事被告人となる事件が相次いで起こってきました。あまりにも搾取の状況がひどいので売春を強要されていた女性たちが、雇い主、或いはママさんを殺してしまう事件が起こり、本来であれば被害者である人身売買の女性たちが、実際は刑事被告人として公判請求を受けるといった立場に立たされたわけであります。このことに対し、日本の女性NGOが救援運動を繰り広げ、日本における人身売買の問題が80年代後半から90年代前半によく注目されるようになった経過があります。

こうしたNGOの活動とは別に、国際移住機構（IOM）は97年、99年に相次いで、日本におけるフィリピン女性、タイ女性の人身売買の現状調査を発表しました。また、アメリカに本部のある人権団体の“Human Rights Watch”が日本におけるタイ女性の人権状況について非常に詳しいレポートを90年代中ごろに出すということがあり、ようやく警察発表資料などにもカタカナで、英語そのままの「トラフィッキング」という言葉が使われるようになりました。私は人身売買の問題については、現状が何であるかの把握が政策担当者に見えなくなっているのも、もっと日本ではケース・スタディーが必要なのではないかと考えています。

先ほどプラントさんがご紹介くださった“Trafficking in Human Beings”というリーフレットを見ても、ケース・スタディー1、2、3というふうに、具体的に、何年、何月、どこで、どういう事件があったこと、その人がなぜそういうひどい目にあったか、その人を救済するためにはどういう障害があるかということ、といったように一つの事件を徹底的に見ていけば今の法律のシステムや、行政の運営の中で足りないものが見えてくると思います。その必要を今日、強調しておきたいと思います。

現在の日本の法律の状況ですが、お二人の話の中にもあったとおり、2000年11月に、国連は「国際的な組織犯罪の防止に関する国連条約」を採択しました。この条約については、日本国内では人権団体から「共謀」という概念を広く認めすぎているのではないかという批准について反対の声がありましたが、本年5月の国会でこの条約の締結は承認されています。この条約に、先程来、お二人のお話にも出てくる三つの議定書がついています。その一つが、人身売買の「トラフィッキング」についての議定書、二つ目が「スマッグリング」と言われる密入国に関する議定書、三つ目が銃器についての議定書となっています。日本政府は、議定書はまだ批准しておらず、昨年12月に署名をして内容については確定する段階になっていますが国会での承認は得ていません。NGOの中では本体条約の組織犯罪条約自体、色んな市民活動に対する侵害ではないかという意見がありましたので、議定書と結びつけての国内立法運動についても意見がわかれたのが現状ではないでしょうか。ただし本体条約に関しては国会での承認が終わりましたので、今後「人身売買議定書」の内容に沿った形で、被害者保護を具体的にどう国内法化していけるかが大きな課題ではないかと思います。更に、被害者保護については実は日本が既に批准している1949年条約、売春禁止条約の中にも、本人の同意があるか否かに関わらず、性的搾取をしてはいけないということ、そして本人については被害者を保護していくということが締約国の義務として明記されていますので、仮に2000年議定書を批准しない状態でも、今の状況は49年条約の条件を満たしていないと思います。なぜかというと、先ほどのコンラッド博士のお話の中にも詳しく出ておりました、被害者が加

害者を訴追するために国内に在留できるかどうか、人身売買の被害者だとしてどこかに訴えたときに加害者を刑事告訴したい、或いは加害者から搾取されたお金を取り戻したいために、国内に在留する方法が現行法では保障されていません。無理をすれば、法務大臣の裁量である在留特別許可という形で日本に残る方法がまったくないわけではありませんが、シェルターで何人かの外国人被害者の方々の代理人をしてそれはラクダが針の穴を通るよりも難しいことと痛感しています。実際に刑事告訴して犯人が捕まり、これから刑事裁判が始まるという時に本人が強制送還されてしまうのでは、証人として出廷することは不可能です。

先ほど、コンラッド博士の話の中に、いかにして法廷に出てくる証人を保護するかということがヨーロッパで議論されているということがありましたが、日本はそもそも、在留できず、証人として法廷に出てくる以前の段階です。これからは、在留を認めた上で被害者に訴追のチャンスを与え、加害者を訴追していく、そしてもちろん民事での損害賠償請求権も、より実効性があるものにしていく努力をしていく必要があると思います。

被害者保護全般については、日本でも95年に阪神大震災やオウムによるサリン事件があり、これまでの法律があまりにも被疑者、被告人の人権だけに気を配り、被害者が法律の中でなおざりにされていたのではないかという反省が法律家の中に生まれています。そのため、刑事訴訟法その他、一連の法律が変わり、例えばビデオリンクといって、証人が法廷に来なくとも別室でテレビカメラを見ながら尋問をすとか、ついたてを使って加害者の顔を見ずに尋問が受けられるという制度が既に導入されています。大阪府知事だった横山ノック氏が女子大生に対するセクシャル・ハラスメントで辞職をしましたが、あの刑事事件でも、証人として出てきた被害者の女子大生も、加害者である知事に顔を合わせることなくついたての向こうから証言をすることができました。日本の国内法は、日本人の、国内にいる証人に関しては少しずつ改善されてきていますので、もっと在留の権利・資格を人身売買の被害者に認めた場合には、国内法で使える部分ができていると思います。

最後に、お二人のお話を聞いての感想ですが、4つのことをまとめとして述べさせていただきます。

一つは、お二人のお話に共通していたことは、トラフィッキングされた人々を「社会の中の厄介者」ではなく、被害者として認識し、権利回復を支援していく、人権の視点が必要だということで一貫していたと思います。日本でもともとすると、先ほどの組織犯罪防止条約の議定書が三つあると言いましたが、政策担当者と直接議論しても日本には密入国してくるスマッグリングの人はいますがトラフィッキングの被害者は殆どいませんというような言い方を公の場でされます。しかし、人身売買の被害者であるということと、入国手段が不正であったということは両立しうることです。入国の段階で、もしかしたら自分は日本で性的搾取に合うかもしれないという未必の故意を持ち、ブローカーにお金を払って不正入国したとしても、そのことによってその人の人権が全て奪われていいということではありません。被害者としての人権回復を政策の中心に据えていくことが大事だということが今日のお話の中心であったのではないかと理解しています。

二つ目に、国際協力の大切さ。送出国の大きな問題として貧困の女性化、母国での生活の困難、労働市場の問題等ありますので、日本として、貧困、低開発、或いはその国での平等な機会の欠如ということに対し、ODAを非常に多額に出している国の責任として、そういった国とどう国際協力を作っていくかということがとても大事なことだと思います。それと同時に、日本国内での、女性の賃金差別、日本の女性の貧困についても私たち自身が変わっていくという努力が必要だと思います。

三つ目に、法律の改正ですが、先ほど話しましたように、加害者の処罰を本当に可能にするような法律の強化が求められていると思います。

そして四つ目に、NGOのエンパワーメントということを強調したいと思います。日本政府は男女共同参画ということを経営の中心課題に据えていますので、女性の権利の擁護、共同参画ということについて表面的に反対する人は誰もいないと思います。ただ、今何が一番問題になっているのか、どこを切開いていけばいいのか、についてはやっぱり日々、被害者と接しているNGOが、自分たちの力をつけて、救援していく、政策を提言していくことが大事であり、そこからでしか問題は変わって行かないのではないかと思います。本日はヨーロッパの先進的な話を聞き、道は険しいと思ったと同時に、ヨーロッパでもこのような変化が起こってきたのは過去10年くらいの間ではないかという印象を持ちました。私たちにとっても、あと50年先ということでは自分も生きていくかどうか分からないので絶望しますが、既に先に取り組んでいる人たちがいるということは、私たちにとってはその人たちよりも短い期間で到達できるという、励ましにもなることですので、今日は、このような機会を作ってくださったILOにもとても感謝したいと思っています。後ほど皆様から質疑を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。